

意見NO	分野	意見・要望	市の考え方
0	全体	パブリックコメントの意見の概要を作成するにあたって、提出者の意見の趣旨を曲げられることがあるので、無断で要約しないこと。要約する必要がある場合は、必ず意見提出者の了解を得ること。なお、要約不要になるように簡潔に記載したつもりである。	パブリック・コメントは、市民の方々のご意見を伺い、市民意見を考慮した政策等を作成していくための手続きです。強いご要望もございましたことから、極力、原文のまま掲載させていただきました。
1	第1章 景観計画策定の趣旨	P. 1 3行 「国分寺崖線などの雄大な緑」の「雄大な緑」を「豊かな緑」に改めること。「雄大な緑」は、分断されやせ細った崖線の現実を見ない誇張した表現であり、誤った情報を市民に与える。せめて、「豊かな緑」程度の表現にとどめるべきである。	御意見のとおり修正しました。
2	第1章 景観計画策定の趣旨	P. 4 図に示されている「東京都景観条例」、「東京都景観計画」、それらから調布市景観計画への片方向「矢印」は何を意味するのか。移行後は無関係になったのではないのか。無関係であれば、削除すべき。矢印は上位計画を意味するのか。文章での説明も必要でないか。	景観行政団体移行後も、東京都景観条例や景観計画における大規模建築物等の事前協議制度や公共事業景観形成指針などは引き続き適用されており、東京都景観条例や景観計画との連携調整は必要となります。
3	第2章 景観の特性と課題	P. 9 「野川大橋から神代団地方面を望む（入間町）」の「入間町」は正しいか？「入間町」はどこを意味するのか。野川大橋？神代団地？	野川大橋から神代団地方面に向けて撮影したものととなります。市境や町丁目境となりますので、誤解を生じないように、御意見を踏まえ表現を修正しました。
4	第2章 景観の特性と課題	P. 12 素案の意見募集において「⑥の文章に「NTT研修センタ」を追加すること。」という意見に対する、市の考え方は「当該記載は公共的な施設を記載したものと なっています。」だが、「味の素スタジアム」も株式会社東京スタジアムの私的な施設ではないか（なお、名称が将来変わる可能性もある）。とにかく、景観を形成するものに公共的なものや私的なものの区別はないはずで、公共的かどうかという判断基準はおかしいのではないか。	本記載は、スポーツ・レクリエーション施設や大規模公園の例示として「味の素スタジアム、調布基地跡地運動広場」や「神代植物公園、野川公園、武蔵野の森公園」を記載しているものととなります。
5	第2章 景観の特性と課題	P. 17 図に若葉町3丁目第1緑地及び第2緑地を追加すること これらは、豊かな緑と景観を形成する国分寺崖線の重要な一部である。	御意見を踏まえ、表記を修正しました。
6	第5章 届出制度による景観形成	P. 30 図に、少なくとも問題のあるものについては市民に周知することを追加すべきである。市の助言や指導の透明性や公平性を担保するために必要である。	景観法では、良好な景観形成に影響を及ぼすおそれのある行為に対して勧告又は変更命令を実施できるとされています。勧告及び勧告に従わない場合の公表の措置等については調布市景観条例に規定しており、その旨をフロー図の注記に加筆修正しました。
7	第5章 届出制度による景観形成	P. 31～ 壁面等の色彩の基準は、初期だけでなく経時変化（塗料の退色や汚れなど）をどのように考慮するのか。	景観法の届出については、既存の建物の色彩（塗料の退色や汚れなどの経時変化を含む）には適用されません。ただし、新たに建築物の壁面等の色彩等を変更する場合については、本計画の色彩の基準により届出審査を実施します。

意見NO	分野	意見・要望	市の考え方
8	第6章 景観形成重点地区	<p>【国分寺崖線景観形成重点地区の指定について】</p> <p>この景観計画は、いわゆる「崖地マンション」（傾斜地マンション）の建築を許さないために有効な内容になっているのか、私には疑問です。若葉町の国分寺崖線上には典型的な崖地マンションが10年ほど前に建築されました。地元で反対運動がありましたが、押し切られました。また、この建築場所は何故か都の国分寺崖線景観基本軸の指定外とされています。この崖地マンションが国分寺崖線の連続した緑の景観をどのように損なっているか。次の写真を見てください。</p> <p>景観審議会で配布された「届出の手引き」（案）には、（傍聴者分は回収されたので私のメモによると）「③敷地に高低差がある場合」という図を掲載し、崖地マンションが高さ10m以上という届出基準をすり抜けてしまわないように配慮しています。それは評価しますが、問題は届出を受けて、次にどのような指導・規制ができるかという点です。調布市の現状では、ほとんど何もできず、業者は崖地マンション建築の計画をそのまま実行できる可能性があります。なぜなら、</p> <p>(a) この「景観計画」（案）では、崖線（景観）の保全をうたいながら、実際に想定されているのは崖線樹林「見え方」を良くするという指導にとどまり、崖線景観を大きく損なう斜面林の伐採や斜面への建築には何もしない（できない）ことにしているのでしょうか。</p> <p>この点について、具体的にどのようなケースが想定できるか、現存する崖地マンションの模式図と、高さ10m以上という届出基準さえもクリアして崖線上で建築されかねないケースをイラストで示しました。</p> <p>（パブコメ公表時にはイラストは削除されるでしょうから、言葉でも説明すると）崖線下から見える棟は3階建て以下にし、崖線上でつながる棟を2?3階建てにして、全体としては5階?6階建ての構造にするやり方です。実際、写真のマンションでもそれに近い構造が採用されています。（厳密には、前面の高さは10mを超えています）。このような崖地マンションが建てられる蓋然性のある民有地が崖線にはまだ残っています。だからこそ、景観計画を有効な規制ができる内容にする必要があります。</p> <p>(b) 建築規制や樹林の保全には、景観法による規制では限界があることは否定できません。だからこそ、建築や環境保護関係の規制と連動させることが必要です。しかし、調布市では連動させるべき仕組みをつくるのが遅れています。それに対して、お隣の世田谷区では、傾斜地マンション規制のための条例と国分寺崖線保護条例があります。</p> <p>景観行政ではできないと言って、それで手をこまねいているのでは困ります。景観計画案の枠内でも、できることを最大限追求すべきです。たとえば、景観形成基準の建築物配置に関する項目「敷地内に歴史的な遺構や残すべき自然などがある場合には、これらを生かした配置とする」（「景観形成基準の解説」）を徹底すれば、崖線樹林の伐採を実質的に防ぐことができるのではないのでしょうか。そして、景観行政と連係できる建築・環境関係の条例をせめて世田谷区並みにすることを、緊急の課題とすべきです。</p>	<p>景観法を活用した届出制度において、建築物の建築計画等が建築基準法や都市計画法等の法令に適合したものであれば、建築などを制限できるものではなく、景観形成基準に基づき周辺環境に配慮するように誘導していくこととなりますが、国分寺崖線景観形成重点地区の良好な景観形成に向け、理解を持っていただけるよう、景観計画に基づき事業者と協議していきたいと考えます。</p> <p>また、御意見いただきました景観法の制度のみでは対応できない、緑の保全や創出などの問題については、緑の保全・創出に関する施策などを活用、連携しながら取り組んでいきたいと考えています。</p>

意見NO	分野	意見・要望	市の考え方
9	第6章 景観形成重点地区	<p>景観形成重点地区の指定範囲を、実態に即したものにしてください。この点については、機会のあるたびに意見を言ってきました。都市計画課においても、現在の東京都による景観基本軸の範囲では不十分であることを認められ、武者小路実篤公園付近を加える方向であるようです。しかし、それだけではなお不十分です。その理由を具体的に記します。</p> <p>国道20号線（甲州街道）と国分寺崖線が交わる場所を「滝坂」と言います。文字通り滝が流れる急坂だったのでしょう。この辺りにはまだ樹林が少し残っていて、かつての甲州街道の面影を感じさせるところです。ところが、この辺りは都の国分寺崖線景観基本軸でも指定から外されています。そして、それを基本的に踏襲する調布市景観基本計画の景観形成重点地区からも外されているのです。</p> <p>滝坂には、守るべき景観（甲州街道の歴史的景観としても）があります。これを景観形成重点地区である国分寺崖線地区にふくめるべきです。なぜそうになっていないのか。滝坂近辺では実際の崖線の位置と景観基本軸の指定範囲が大きくずれているからです。そのことを図示しました（下図）。</p> <p>次にGoogleの航空写真で、滝坂と国分寺崖線の関係を見てみます。現在の国分寺崖線景観基本軸の設定範囲は実際の崖線の位置と大きくずれています。</p> <p>グーグルの航空写真で滝坂を拡大してみましょう。樹林が残っている状況がうかがえます。</p> <p>滝坂については、江戸時代後期の村尾嘉陵（むらお・かりょう 宝暦10年＝1760～天保12年＝1841）という武士が書いた『江戸近郊道しるべ』に次のような記述があります。『江戸近郊道しるべ』は、平凡社の東洋文庫の一冊として刊行されている、貴重な資料であり、現代語訳も講談社学術文庫で2013年4月に刊行されたばかりです。</p> <p>「下仙川に坂あり。多喜坂（滝坂）と名付、左に目ぐろ道、右に深大寺道あり。坂を下りて、ひだりに田の面見わたさる。右に酒戸あり。そば切り売る店もあり。ここを金子と云ふ。」</p> <p>ちなみに「ひだりに田の面見わたさる」とあるのは、現在は住宅がびっしり建て込んでいる入間川両岸が水田であったことを伝え、江戸時代の景観史料として貴重です。また、この滝坂で「目黒道」（現在の都道118号線に当たる）と「深大寺道」とが甲州街道と交差していて、酒屋やそば屋があり、この地域の交通上の要衝であったこともわかります。</p> <p>また、個人がつくっているインターネット上の多摩の歴史に関するサイト http://members.jcom.home.ne.jp/nobish/takizaka.html http://members.jcom.home.ne.jp/nobish/takizaka.html</p> <p>では、出典は不明ですが、八王子あたりまでは平野部に行く甲州街道では滝坂（の国分寺崖線の急坂）が唯一の難所だったこと、傾斜をゆるくするために道路が付け替えられ、旧道の景観は八王子以東では唯一昔の街道の面影を残す道となった、と評価しています。また、馬宿・川口屋が立てた「瀧坂旧道」の石碑があることも紹介しています。</p> <p>このように滝坂の「歴史的」景観に注意を促すと、「景観計画で甲州街道を「『道』の景観形成推進地区」とするから、その枠組みで対処します」との説明が市の担当者からあるかもしれませんが、しかし、「『道』の景観形成推進地区」は道路の両側20mほどを帯状に指定するものであり、国分寺崖線地区のような崖の上下にわたるエリアで景観形成をはかるものではありません。また両側20mでは滝坂付近に残る樹林全体をカバーすることさえできません。やはり、ここは崖線の実地地形に合致した「景観形成重点地区」の指定によって対処すべきです。</p>	<p>前回のパブリック・コメントでいただいた意見をもとに、国分寺崖線重点地区の区域設定にあたっては、再度見直しを実施し、御意見のとおり、東京都景観計画の国分寺崖線基本軸の範囲に新たに一部の区域を加えております。</p> <p>なお、御指摘の地域につきましては、現地視察を行ったうえで、区域の再検討を行い、「道の景観形成推進地区」の区域の拡大により対応することとしました。</p>

意見NO	分野	意見・要望	市の考え方
10	第6章 景観形成重点地区	P. 22、42 素案に対する意見「国分寺崖線地区 「東京都景観計画」に示されていた「国分寺崖線景観基本軸」の範囲は適切でないの見直すこと」に対する市の考え方は、「第6章でのご意見を参考に国分寺崖線景観重点地区の設定にあたってはその範囲を再度精査します」とあるが、どのような場でどのように精査され、その結果がどうなったのか示されたい。 いずれにせよ、市職員や景観審議会だけで決めるのではなく、市民を含めたかたちで市民意見を反映したものに決めるべきである。	前回のパブリック・コメントでいただいた国分寺崖線景観形成重点地区の区域については、平成24年度第5回景観計画策定委員会において議論され、今回お示しした案の区域としています。 今回提示した国分寺崖線景観形成重点地区の区域設定については、前回のパブリック・コメントでいただいた意見などを踏まえて、東京都の国分寺崖線基本軸の区域に新たに一部の区域を加えたものとなっています。 今回の説明会やパブリック・コメントを通じて市民の方々の意見をお聞きしています。地域の実情に即した景観行政を実現するため、景観形成重点地区の指定を含む景観計画の策定・変更等にあたっては、今後も、説明会等を活用しながら取り組んでいきたいと考えています。 また、今後の運用においては、届出の窓口の詳細図面を整備するとともに、詳細図面を掲載した届出の手引きを現在作成しています。
11	第6章 景観形成重点地区	P. 22、42 国分寺崖線景観形成重点地区を「「東京都景観計画」に示されていた「国分寺崖線景観基本軸」をもとに設定」とあるが、どのように設定したのか、あるいは設定するのか、その差異がわかるように示すこと。また、どのようなプロセスで設定されるのか示すこと。おって、今後の運用において、詳細のわかる地図が必要であるが、どのような文書に含まれるのか。	
12	第6章 景観形成重点地区	② 二つ目は、国分寺崖線の重点地区の指定に関して東京都の景観基本軸だけに拠るのではなく地元の実態に合わせた指定にすべきだと考えています。なによりも行政の担当者と委員会の委員の人たちがよく地元と話し合っていたいただきたい。 私の長い裁判の経験からも現地を知らない裁判官はちゃんとした判断を下せない、ということ。行政も同じで、行政の担当者のみならず審議会の委員の人たちもよくその点を肝に銘じてことを進めていただきたいと思います。	
13	第6章 景観形成重点地区	【届出対象行為について】 「土石の集積等」は深大寺・国分寺崖線とも3000㎡以上ですが、もっと厳しくしないと効果があがらないのでは、とくに狭い深大寺地区で3000㎡以上の土石堆積を想定することは現実的でないようにも思います。 (私のメモでは) 景観審議会でスクリーンに投影された資料で、世田谷区、府中市では3000㎡、三鷹市は1000㎡だが、いずれも「一般地域」でした。こちらは「重点地区」であり、せめて三鷹と同じ1000㎡以上にすべきでしょう。	いただいた御意見及び審議会での議論等を踏まえて、国分寺崖線景観形成重点地区の届出規模につきましては、「土石の堆積等」のみではなく、「建築物の建築等」「工作物の新設等」についても、国分寺崖線景観基本軸を区域・市域に有する景観行政団体の設定状況等を踏まえ、再度検討を行い、設定しました。
14	第6章 景観形成重点地区	「工作物等の新設」について、同じ景観形成重点地区であるにもかかわらず、深大寺通り周辺地区と国分寺崖線地区の間に差がある理由がわかりません。	深大寺通り周辺地区は、東京都景観計画では国分寺崖線基本軸にありましたが、街づくり条例に基づく街づくり協定の締結や街づくり推進地区の認定など、地域住民の方が景観形成を含むまちづくり活動に熱心に取り組まれたことから、新たに深大寺通り周辺景観形成重点地区として、独自の景観形成方針や基準等を設定するものです。今後も同様な地区、取組が広がっていくように、景観法の他、都市計画法、街づくり条例等の制度を活用しながら取り組んでいきたいと思っています。
15	第6章 景観形成重点地区	国分寺崖線の景観形成について一言申し上げます。 ① 21日に意見として申し上げましたが、崖線にこのようにすれば建物が建てられるという発想ではなく、どのように崖線を守っていくかという立場に立っていただきたい、ということです。	景観計画の中で、景観形成基準について分かりやすく理解を補助するものとして、イメージのイラストの掲載を予定しています。景観形成基準は、建築物等を設計していくときに、良好な景観形成のため、配慮していただく事項を示しているもので、実際の届出審査では、これらの視点から、個別具体的に協議していくこととなります。 また、建築物の高さについては、都市計画で規制誘導を図っており、景観計画において、高さの数値基準を設けることは考えていません。景観計画では、建築物の高さについて、景観形成の観点から崖線の樹木や周辺建築物などとの高さの調和などを図っていただくこととなります。 今後、ガイドライン等を作成していく際には、良好な景観形成に御理解を深めていただけるよう、イラストなどについて工夫を行っていききたいと考えております。
16	第6章 景観形成重点地区	P. 47 図「・崖線の台地部の樹木最高高さを超えない」は変動するものであり、樹木が折れたりすると「既存不適格」になりうるので、妥当な規制ではない。改めること。 「変動する樹木そのものの高さを基準とし、調和を図ることにより適切な規制誘導が図れるもの」との素案への意見に対する市の考え方は、適切でない。	
17	第6章 景観形成重点地区	P. 47 「図 景観形成のイメージ」の「・崖線の台地部の樹木最高高さを超えない」と説明している家の高さ（標高）、後方の樹木最高高さ（標高）、家とその樹木の距離、及び図の視点の関係がおかしくないか。非現実的でないことを示すために具体的に数値を示さすこと。	
18	第6章 景観形成重点地区	P. 47 図「・崖線の台地部の樹木最高高さを超えない」の「樹木最高高さ」は不適切ではないか。樹木最高高さの位置以下から眺めたときに崖線の緑が家屋で隠れることを許容するのか。	

意見NO	分野	意見・要望	市の考え方
19	第7章 一般地域／景観形成推進地区	<p>【駅の景観形成推進地区指定に関連して】</p> <p>調布市の表玄関ともいえるべき、調布周辺の再開発地域の景観に関する検討があまりなされていないのではないのでしょうか。本来は、「推進地区」ではなく「重点地区」として取り組むべきと考えます。最近、駅舎と軌道（線路）跡地に京王電鉄がかなり大規模な商業施設を建設する計画が発表されましたが、駅前広場の整備や軌道跡地の緑道化を行う調布市の事業とどのように整合させるのか。景観形成の視点からも大きな課題だと思います。景観計画策定後の数年間に上記事業が進むこと（景観計画ができて最初の大規模事業になる）を踏まえ、具体的な検討が必要と考えます。</p>	<p>調布駅周辺地区については、市の行政・文化・コミュニティの中心地にふさわしい、商業・業務・文化・居住等の生活機能がバランスよく整えられた、魅力ある市街地の形成を目指して、「調布駅周辺地区地区計画」を都市計画決定しています。また景観法の活用の観点では、景観行政団体移行前には東京都において東京都景観条例に基づく事前協議や景観法の届出審査を受けており、市の景観計画策定後は、本計画の景観形成方針や基準などにに基づき個別具体的に届出審査を実施していくこととなります。今後も景観法の制度の他、都市計画法、街づくり条例に基づく制度等、良好な景観形成を推進するための手法を活用しながら、良好な街並み景観形成の実現に努めていきます。</p>
20	第7章 一般地域／景観形成推進地区	<p>P. 28 表 一般地域・景観形成推進地区 の高さ 「20m」を「10m」に改めること。</p> <p>素案に対する意見「P. 28 表 一般地域・景観形成推進地区 の高さ 「20m」を「15m」に改めること。」に対する市の考え方は「一般地域・景観形成推進地区の届出対象基準は、よりきめ細やかな規制誘導を図るため、東京都景観計画に定められた届出対象基準である高さ45mを、近隣区市との均衡を考慮の上、20mに設定しようとしているものです。」とあるが、近隣区市の数字を示すこと。ちなみに、杉並区は10mのようである。</p>	<p>景観計画における計画区域の設定・区分の考え方や届出対象行為の行為及び規模については、各景観行政団体の実情にあわせて設定できることとなっており、届出審査体制、近隣区市との均衡や景観施策の取組などを総合的に勘案して設定したものです。</p> <p>良好な景観形成を推進していくためには、市民・事業者・市との3者による地道で持続的な取組が不可欠です。そのため、市域全体の良好な景観形成のためには、景観法を活用した届出審査制度の他、届出対象とはならない既存の建築物等も含めた景観形成のルールづくりや景観形成に対する市民や事業者の意識・関心を高める取組、景観づくりの担い手の育成・助成なども実施していく必要があると考えています。</p> <p>また、地域の良好な景観を守り、育んでいくためには、市民の方々に良好な景観形成について御理解いただき、一定のルールを守っていただくことが必要であると考えます。一方で、規制誘導にあたっては、地域における土地、建物の財産権に制限を加えることとなりますので、十分な配慮が必要であると認識しています。</p>
21	第7章 一般地域／景観形成推進地区	<p>P. 28 表</p> <p>高さだけでなく、他の数値についても近隣区市と均衡したものになっていることを具体的に定量的に示すこと。</p> <p>なお、行き過ぎた規制や誘導は避けるべきだが、景観を守るためには届出の範囲などをできるだけ広く取るべきである。</p>	
22	第11章 協働による身近な景観まちづくり	<p>P. 99 (1) 調布市景観審議会 の設置・運用</p> <p>「透明性と公平性を確保するため、また、市民の参加と協働による景観まちづくりを推進するため、審議会の資料や結果を速やかに市民に公開します。」を追加すること。</p>	<p>景観審議会の運営等については、調布市景観条例や調布市景観条例施行規則に規定しています。審議会議事録については、調布市景観条例施行規則第38条に基づき、作成し、公開しています。また、審議会資料については、審議会終了後、行政資料室において公開させていただいております。</p>
23	計画全般・その他	<p>景観計画（案）の立案に当たって検討した考え方及び論点を示されたい。</p> <p>検討した考え方及び論点を具体的に示さずに、計画案を丸投げするだけでは、一部の関心のある市民以外からの意見は出てこないでしょう。素案の意見提出者は6名であったが、今回はそれを上回ると思えない。</p>	<p>景観法に定める法定事項及び市として任意で取り組む事項について、景観計画策定委員会等で議論を行って案を作成したものです。</p>
24	計画全般・その他	<p>景観計画（素案）と景観計画（案）の相違点を示されたい。少なくとも主要な変更点を示されたい。（議会に対しては相違点を示すような丁寧さがあるが、市民に対しても同様にふるまうべきである）</p>	<p>前回のパブリック・コメント時に提示しました景観計画（素案）と今回提示しました景観計画（案）との主要な変更点は、国分寺崖線地区の区域の見直しとなります。また、この際、平成24年度第5回景観計画策定委員会において、議論を行っています。</p>
25	計画全般・その他	<p>調布市が景観条例を制定し景観計画を策定すること（景観行政団体となること）で、どのような変化がもたらされるのか。これまでできなかった、こんな施策が可能になる（でも、ここまではできない）、これだけ役に立ちそうだけど、まだできないこともある、という点を、できるだけ具体的に市民に説明してほしいと思います。とくに景観形成重点地区に指定する地域の住民に対しては、地域住民の意見と知恵（ローカル・ノレッジ）を積極的に聞き取れることを第一にしつつ、十分な説明を行い、地域の実情に即した景観行政を実現してください。</p>	<p>良好な景観形成を推進していくためには、市民・事業者・市との3者による地道で持続的な取組が不可欠です。地域の良好な景観を守り、育んでいくためには、市民の方々に良好な景観形成について御理解いただき、一定のルールを守っていただくことが必要であると考えます。一方で、規制誘導にあたっては、地域における土地、建物の財産権に制限を加えることとなりますので、十分な配慮が必要であると認識しています。</p> <p>そのために、景観行政団体への移行、景観条例の制定、景観計画の策定などの景観形成に向けた市の取組やその効果について、市民や事業者の方へわかりやすく情報発信していくことが必要であると認識しています。また、地域の実情に即した景観行政を実現するため、景観形成重点地区の指定を含む景観計画の策定・変更等にあたっては、今後も、説明会等を活用しながら取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>また、景観計画の特徴は、景観形成基準に基づく緩やかな規制誘導にあります。そのため、市の地域特性を生かした良好な景観形成を推進するためには、景観形成に重要な影響を及ぼす建築行為等の景観法の届出制度を活用した規制誘導と市民の参加と協働による身近な景観づくりの両輪の取組が不可欠です。</p> <p>景観計画を含む景観まちづくりの取組は、調布市基本計画に「景観まちづくりの推進」として、また4つの重点プロジェクトの一つである「うるおいのあるまちをつくるプロジェクト」の重点事業に位置付けられています。策定する景観計画を実効性のあるものとするため、計画策定後は、景観計画に基づく適正な規制誘導に取り組むとともに、景観計画をベースに、市民レベルでの身近な景観形成を推進するためのルールづくりや市民意識や関心を高めるための取組を実施していきます。</p>
26	計画全般・その他	<p>景観計画のわかりにくさは、その強制力の弱さである。規制と誘導によって景観を守っていくには、届出の範囲をできるだけ大きくとるべきである。</p>	
27	計画全般・その他	<p>景観計画のわかりにくさは、その強制力の弱さである。規制と誘導によって景観を高めるには、市民の理解が必要である。「景観を形成します。」などの方針（案）が画餅にならないように具体的な施策に関することを示されたい。</p>	
28	計画全般・その他	<p>この景観計画を推進するための財源の裏付けや年次計画への具体化があるか。そうでなければ画餅にすぎない。具体的にどのように進めていくのか。全市域を対象とするとはいえ、選択と集中でないと効率が悪い。</p>	

意見NO	分野	意見・要望	市の考え方
29	計画全般・その他	景観計画に関する法律や条例等をわかりやすく図表等で示すこと 「東京都屋外広告物条例」(P. 73) などなど	景観計画の中で、計画に関する法令や制度の全てについて十分な内容で説明を加えることはできません。また、計画で記載できない部分について、計画の内容を補完するための景観形成基準や届出の手順等を解説した資料の作成も進めています。
30	計画全般・その他	景観審議会においても、調布市内の景観を実際に見て、地域住民と対話をしてください。そうした現場での知見を生かした審議をぜひお願いします。景観にかかわる問題を会議室の中だけで検討することの困難さは、どなたも認識しておられることと思います。時間的制約があるでしょうが、現場に出向きご自身の目と耳で体験することを、今後の審議で実現してください。	いただいた御意見については、今後の景観審議会の運営について参考とさせていただきます。
31	計画全般・その他	景観審議会を傍聴してきましたが、配布資料が閉会時にすべて回収されてしまうのが残念です。検討過程にある資料はその旨、明記して「結論」と混同されないような処置をとれば、良いはずですが。検討過程の資料も含めてオープンにすることが行政における情報公開の本旨です。傍聴者から全ての資料を回収することはやめ、回収せざるを得ない資料があるときは、その理由を明示してください。	
32	計画全般・その他	景観審議会の議事録は第1回分が調布市のウェブサイトに掲載されていますが、配布資料はまったく掲載されていません。国の審議会等でも配布資料をインターネットサイト上で公開することが普通になっています。かつて当市の景観基本計画策定委員会(実質的に景観審議会の前身)では、第4回の配布資料をサイトで公開しています。	景観審議会は、調布市景観条例施行規則第37条に基づき原則公開であり、議事録は施行規則第38条に基づき作成し公開しています。また、資料については審議会終了後、行政資料室において公開しています。会議資料のホームページ掲載については、関係部署等と調整のうえ、検討させていただきます。
33	計画全般・その他	景観審議会第1回の配布資料並びに第2回の議事録(又は要旨)及び配布資料をホームページで公開すべきであるが、公開しないのはなぜか。特に第2回の資料には、素案と案の違いがわかるものが含まれているとのことだから、公開する意思さえあれば、公開することに特段の困難さはない。	
34	計画全般・その他	景観審議会は、傍聴を認めているので「秘密会」ではないと思われるが、ホームページを見る限り、第2回が開催されたことが間接的にしかわからない。会議が終わったらすぐに配布資料だけはホームページに公開すべきである。情報提供を絞れば、市民の関心が高まらないのも当然である。	
35	計画全般・その他	パブリック・コメントは、調布市景観計画(案)だけでなく、市民にわかりやすい情報も提供すべきであり、パブリック・コメント指針(以下「指針」)に従って行うこと。指針(の精神)に反している。きまりだから行ったという「アリバイづくり」の域を出ないややかたである。具体的には、①素案及び素案の意見募集結果、②素案と案の対照表乃至はそれに準ずるもの、③景観審議会の資料、④景観審議会の議事録なども提供すべきであった。なお、「指針 第5 政策等の案の公表」(抜粋)は、「また、次に掲げる事項を併せて公表するように努めるものとする。(2) 政策等の立案に当たって検討した考え方及び論点(4) その他市民が当該政策等の案の内容を理解し、意見を提出するために必要な資料」とある。	御指摘いただいた資料またはこれに類する資料については、すでに行政資料室などで公開しています。
36	計画全般・その他	素案の説明会(各地で開催)も一か所を除いて出席者が少なかったが、10月21日に開催されたこの計画案の説明会の出席者も数名程度であった。「景観」はわかりにくいものだから、なおのこと出席者を増やす努力や工夫がほしい。	今後も良好な景観形成についての意識と関心を高められるよう、内容に工夫をこらしながら、より効果的なものとなるよう努めていきます。また、市民参加を促進するためにも十分な周知、PRに努めていきます。
37	計画全般・その他	都市整備部都市計画課に景観係が設けられ、人員が配置されたとのことだから、それに見合う実績を出していただきたい。東京都(庁)よりは、市民との距離を物理的距離だけでなく縮める不断の努力を行っていただきたい。	良好な景観形成を推進していくためには、市民・事業者・市との3者による地道で持続的な取組が不可欠です。御意見のとおり、市が景観行政団体になったことにより、より市民の方に近いところで景観まちづくりに取り組んでいけるようになりました。今後は景観計画を始めとする景観法の制度を活用しながら、市の良好な景観形成について着実に実績を積み重ねていきたいと考えています。